

## 研究

## 前期的資本の蓄積過程 続編

— 鴻池家算用帳の研究の一節 —

安 岡 重 明

— 一 五 〇 〇 〇 〇 —

かつて私は、「前期的資本の蓄積過程——鴻池家算用帳の研究の一節……」（同志社同年、第一一巻三號、第一二卷二、四、五号）と題して、一九五九年から六一年にかけて、本誌に鴻池家の経営分析を掲載した。これは、副題にも示されているように鴻池家に現存する算用帳を用いて、できるだけ多角的に同家の経営の性格を解明しようとしたものであった。しかし寛文十年（一六七〇）にはじまる算用帳は、延享三年（一七四五）から安永元年（一七七二）の約三十年間と、文政元年（一八一〇）以降を欠いていた。その後の調査により、天保八年（一八三七）から嘉永六年（一八五三）にいたる算用帳一冊が三稜銀行護套部に保管されていることを知り、これを借用して今回補稿をかくことにした。前掲稿およびその他の諸論稿であきらかにした鴻池家の性格は、未見の算用帳の発見によっても、ほとんどあらたにつけ加える必要がないと考えているが、それでも、江戸末期の同家の基本的史料として紹介し分析しておくことは、事実の確認として

は、ぜひとも必要なことである。とりわけ、当時の大商人の経営史料が一、二を除いてまったく未開拓である事情は、前稿執筆當時と変っていないから、なおさらである。右の算用帳の分析は、前稿で用いた視角をそのまま踏襲し、前稿との比較が可能になるよう心がけた。

## 二 江戸末期の資本蓄積

まず天保八年正月六日決算から嘉永六年正月六日の決算までの十七カ年分の決算を第一表にまとめた。鴻池家では決算は年一回で毎年正月六日に行なわれた。したがって、それは、前年度の収支決算を翌年正月六日に行なったものであって、それぞれ前年の営業の結果を示したものである。第一表においては、年度は算用帳の記載のままかかげるので、それぞれの欄は前年度の決算であることに注意していただきたい。

貸有銀Aは、貸付金、取引残高、買置絹布代、留帳差引残り、留帳金、大小判、有銀からなり、ほぼ貸借対照表の借方に相当する。

「内預り」Bは、預り銀であって、寺院、別宅、本家家族、「北別印」からの預りと、藩蔵・親類との取引残高(借越)からなり、貸借対照表の貸方に相当する。

差引Cは、貸有銀Aから預りBを差引いた額で純資産額である。ただし、貸有銀においても差引においても、土地家屋等の不動産、非常備金、書画骨董(これは非常に多数所有されていた)、家族の個人財産等は含まれていない。

収入Eは、利入F、小判利I、為替賃Gからなり、利入は、貸付利息、扶持米、掛屋料等を含むと考えられる。小判利は、以前「小判売買之利」として記載されていたものである。為替賃は、寛政十二年決算以来文化十四年決算ま

で計上されていなかったが、天保八年にはじまるこの算用帳では連年計上されている。しかし、小判利・為替賃とも、利入にくらべてきわめて少額であつて、収入のなかではほとんど無視しうる程度の比重である。

合計Kは、現面では一合一と記載されており、前年元銀Dと収入Eとの合計である。

支出Lは、諸私五と小私〇からなる。

残Pは、合計Kから支出Lを差引いたものであつて、決算時における純資産額である。替引Cと置額である。しかし、安永期からのち、残Pから毎年一定額の控除がなされていって、その控除額を差引いた残りが、次年度の一年元元銀一となつてゐる。

天保八三年から嘉永六三年までの控除額は、毎年金二二兩であつて、これが銀高に計算されるとき、金相場の変動のため、控除額は一二〇貫目から一三〇貫目までのちがひとなつて現われているのである。

**資本蓄積** 天保八年正月から嘉永六年正月までの満十六カ年間に、資産額は三万三、六九八貫余から三万九、四二八貫余へ、約一七%の増加である。年間平均約一・〇六%の伸びであるが、この十六年間に銀二、〇一二貫目が控除されているので(嘉永六年の控除額は計算に入れなし)、これを加えると、すくなくとも四万一、四四〇貫目になつてゐたはずであるから、この場合には、十六年間で約二三%の増加となり、年間平均約一・四四%の伸びである。五カ年平均としては、約七・二%の伸びである。文化九年から文化十四年にいたる五カ年の資産の増加率は約七%であつたから、天保―嘉永期も、文化期とほぼ同様の増加率であつたことになる。

十八世紀末以来はほぼ一貫して逓減しつづけた資本蓄積率は、十九世紀に入つて、逓減傾向を停止させたもののごとくである。この点を検討するため、文化期と天保―嘉永期の利入の額をみてみよう。

文化期には利入額は、年八〇〇貫目前後で貸有銀は三万五千貫目から三万九千貫目程度であつた。天保―嘉永期に

第2表 利入の比率

年 度	利 入 額 (貫未済切替)	期 首 元 銀 に 対 する 比	5 年 均 平	期 末 貸 有 銀 に 対 する 比	5 年 均 平
天 保 7 年 度	1,292	3.9		2.9	
8	1,540	4.6		3.3	
9	1,739	5.2	4.1	3.7	3.2
10	1,200	3.4		2.5	
11	1,209	3.5		2.6	
12	1,248	3.5		2.7	
13	1,149	3.2		2.4	
弘 化 14	1,201	3.3	3.3	2.5	2.5
1	1,134	3.1		2.3	
2	1,187	3.2		2.4	
3	1,259	3.4		2.6	
4	1,173	3.1		2.4	
嘉 永 1	1,236	3.3	3.2	2.5	2.4
2	1,206	3.2		2.4	
3	1,098	2.9		2.2	
4	1,239	3.2	3.3	2.4	2.5
5	1,274	3.3		2.5	
享 和 3~文化 4			3.3		2.2
文化 5~文化 9			3.4		2.3
文化 10~文化 13			3.2		2.2

は、利入は一、一〇〇貫目から一、七〇〇貫目、貸有銀は、四万五千貫目から五万一千貫目程度である。利入額を期末貸有銀、期首元銀と比較すると、第二表のとおりである。貸有銀に対する利入額の比は、文化期には二・二%強であり、天保―嘉永期には、天保七、八、九年をのぞけば、だいたい二・五%前後である。また前年元銀に対する利入の比は、文化期には三・三%程度、天保―嘉永期には、天保七、八、九年を除けばだいたい三・三%前後である。このように貸有銀、前年元銀に対する利入の比は、ほとんど文化期と同率であり、天保―嘉永期の経営事情は、悪化はしていないが、さして好転もしていないといつてさしつかえないだ

第 1 表 算 用 表

	貸有銀 A	内預り B	差引 C	前年元銀 D	収 入 E			合 計 K (D+E)	支 出 L			残 餘 P (K-L)	加 除 額	
					利 入 F	小 判 利 I	為 替 質 G		小 計 E	諸 払 M	小 払 O			小 計 L
	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁	圓 匁		
天保 8 酉	44,845,974.99	11,647,569.70	33,698,405.29	33,082,970.63	1,292,578.60	10,735.92	1,389.23	1,304,703.75	34,387,674.38	295,647.64	393,621.45	689,269.09	33,698,405.29	-123 貫目
9 戌	46,364,303.32	12,055,934.40	34,308,368.92	33,575,405.29	1,540,803.99	10,673.37	1,709.10	1,553,186.46	35,128,591.75	430,344.88	389,877.95	820,222.83	34,308,368.92	-120 貫目
10 亥	47,403,839.81	12,266,833.30	35,137,006.51	34,188,368.92	1,739,251.21	12,172.79	2,448.95	1,753,872.95	35,942,241.87	350,216.90	453,018.46	805,235.36	35,137,006.51	-120 貫目
11 子	47,586,149.53	12,325,551.20	35,260,598.33	35,017,006.51	1,200,580.75	2,245.65	1,992.64	1,204,819.04	36,221,825.55	510,141.58	451,085.64	961,227.22	35,260,598.33	-122 貫目
12 丑	46,697,851.66	11,063,882.50	35,633,969.16	35,138,598.33	1,209,446.56	9,795.68	1,842.76	1,221,185.00	36,359,783.33	333,316.69	392,397.48	725,714.17	35,633,969.16	-124 貫目
13 寅	46,945,284.62	10,933,907.10	36,011,377.52	35,509,969.16	1,248,566.46	7,736.19	1,374.09	1,257,676.74	36,767,645.90	374,393.89	381,874.49	756,268.38	36,011,377.52	-126 貫目
14 卯	47,715,826.78	11,376,846.40	36,338,980.38	35,885,377.52	1,149,434.39	10,388.47	1,443.08	1,161,265.94	37,046,643.46	349,791.88	357,871.20	707,663.08	36,338,980.38	-130 貫目
弘化 1 辰	47,947,340.47	11,187,892.80	36,759,447.67	36,208,980.38	1,201,158.51	16,143.99	2,095.91	1,219,398.41	37,428,378.79	343,146.70	325,784.42	668,931.12	36,759,447.67	-130 貫目
2 巳	48,775,275.92	11,667,235.70	37,108,040.22	36,629,447.67	1,134,095.20	9,819.34	1,043.22	1,144,957.76	37,774,405.43	362,689.82	303,675.39	666,365.21	37,108,040.22	-128 貫目
3 午	49,445,152.88	12,046,504.80	37,398,648.08	36,980,040.22	1,187,265.03	6,144.71	1,377.90	1,194,787.64	38,174,827.86	433,278.36	342,901.42	776,179.78	37,398,648.08	-128 貫目
4 未	48,868,864.74	11,156,063.40	37,712,801.34	37,270,648.08	1,259,155.71	10,497.20	1,116.51	1,270,769.42	38,541,417.50	428,895.81	399,720.35	828,616.16	37,712,801.34	-128 貫目
嘉永 1 申	49,167,156.11	11,221,177.20	37,945,978.91	37,584,801.34	1,173,913.07	20,417.42	1,607.16	1,195,937.65	38,780,738.99	457,324.40	377,435.68	834,760.08	37,945,978.91	-128 貫目
2 酉	49,053,303.67	10,880,984.80	38,172,317.87	37,817,978.91	1,236,115.04	13,941.94	1,540.00	1,251,596.98	39,069,575.89	519,621.90	377,636.12	897,258.02	38,172,317.87	-128 貫目
3 戌	49,990,730.53	11,591,579.80	38,399,150.73	38,044,317.87	1,206,312.53	18,699.31	1,262.04	1,226,273.88	39,270,591.75	481,208.90	390,232.12	871,441.02	38,399,150.73	-124 貫目
4 亥	50,836,948.49	12,249,128.90	38,587,819.59	38,275,150.73	1,098,621.98	19,979.54	1,478.24	1,120,079.76	39,395,230.49	450,471.28	356,939.62	807,410.90	38,587,819.59	-126 貫目
5 子	50,896,775.24	11,954,019.20	38,942,756.04	38,461,819.59	1,239,852.52	22,826.13	2,185.63	1,264,864.28	39,726,683.87	435,718.51	348,209.32	783,927.83	38,942,756.04	-127 貫目
6 丑	51,136,805.23	11,709,707.10	39,428,098.13	38,815,756.04	1,274,868.46	23,036.13	3,458.37	1,301,362.96	40,117,119.00	350,786.66	338,234.21	689,020.87	39,428,098.13	-126 貫目

第3表 天保10年貸有銀

貸付先など	口数	銀 高
跡部山城守	1	500,974.27
堀伊賀守	1	1,500,000.—
松平石見守ほか2名	1	154,369.26
御用金直相対 5口	1	
小 計	3	2,155,343.53
尾州様	3	126,280.—
紀平様	5	590,000.—
一橋兵部卿	1	24,340.—
松平越前守	6	1,297,080.—
毛利甲斐守	2	79,097.—
太田備後守	1	39,000.—
岡部下総守	4	170,450.—
秋元但馬守	6	433,725.52
松平越中守	6	687,710.—
松平伊予守	15	4,976,914.455
土岐山城守	2	438,554.78
松平阿波守	9	1,735,432.—
山内中務部	1	30,000.—
柴田織部	1	30,000.—
亀井能登守	3	166,250.—
藤堂和泉守	1	40,000.—
立花左近将監	3	196,000.—
大久保仙丸守	4	258,948.68
松平陸奥守	14	2,022,003.—
松平安芸守	7	8,371,200.—
井伊掃部頭	1	90,000.—
久世大和守	1	200,000.—
松平美濃守	1	70,000.—
松平加賀守	8	675,572.50
水野越前守	1	16,600.—
戸田因幡守	2	117,180.—
阿部能登守	3	92,022.—
松平周防守	9	619,570.—
松平右京大夫	1	280,000.—
牧野越中守	2	190,332.—
松平上総介	15	13,108,019.705

ろう。ただ天保七、八、九年に利入額がかなり大きくなっており、これによって、文化期よりも経営事情がわずかに好転した形になっている。

天保七年は全国飢饉、米価騰貴、百姓一揆、天保八年は大塩・生田万の乱、九年は侯約令と、十二年以降の天保改革をひきおこした諸事件の発生した変動期であった。こうした時期に鴻池家が経営事情を悪化させずに、一時的にせよ利息収入を増加させていることは注目してよい事実である。明治三年の算用帳においても、前年の明治二年に例年よりもきわめて多額の利入があったことがあきらかになっており、混乱期における貨幣需要が、利貸経営に利益をもたらし、これを推察せしめるのである。天保改革の物価引下げ令によって三井呉服店、両替店が打撃をうけたといわ

貸付先など	口数	銀 高
松平土佐守	9	1,992,750.10
計 32 名	147	39,165,031.74
亀屋栄之進	1	20,000.—
升屋平右衛門	3	310,000.—
住友甚兵衛	1	150,000.—
近江屋休兵衛	1	25,000.—
計 4 名	6	505,000.—
鴻池他次郎	2	306,800.—
鴻池栄次郎	1	60,000.—
鴻池安兵衛	1	27,500.—
3 名	4	394,300.—
備前藏差引残り	1	16,091.80
鴻池善之助殿差引残り	1	1,051,584.53
鴻池勝次郎殿差引残り	1	696,492.61
3 名	3	1,764,168.94
買置網布代	1	13,609.60
留帳指引残り	1	3,016,606.—
留帳金 1,150 両	1	69,000.—
新判 4 枚	1	6,480.—
金 2,630 両代	1	157,800.—
有 銀	1	156,500.—
小 計	6	3,419,995.81
合 計		47,403,839.81

検討する。天保十年正月の貸有銀を分類整理して第三表を作製した。また同月の貸有銀をその性格別に整理して前稿において行なつたと同じ観点から比率を求めた(第四表)。

貸有銀の九二・八%は貸付および取引残高である。藩藏では、この年は備前藏だけしかないが、預りの方に広島藏と阿波藏の指引残りが計上されており、通常、備前・広島・阿波の三藏は、貸有銀が預りのいずれかに現われており、この時期には、この三藏と恒常的な取引があつたことがわかる。その他同族の鴻池勝次郎、同善之助についても差引残りが計上されている。この年の預りに差引残りが計上されている同族は、鴻池新十郎と同他次郎(善五郎)である。これら差引残りは、第四表の藩藏と一族のなかに含めた。貸付関係の四万三、九八三貫余を一〇〇%としたと

れているが、大名貸專業の鴻池家にはすくなくとも、そうした形の影響はなかつたのである。

(1) 土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』四四頁。

### 三 貸有銀の構成

つぎに、貸有銀について

第4表 天保10年 貸有銀の構成

種 類	件数	銀 高	比率	比率
幕府関係	3件	2,155,343.53		4.9
大藩	32人	39,165,031.74		89.1
藩商	1人	16,091.80		0
一族	4人	505,000.00		1.1
小計	5人	2,142,377.14		4.9
留帳	1件	13,609.60		0.4
現金	2件	3,085,606.一		90.2
代帳銀	3件	320,780.一		9.4
小計		3,419,995.60	7.2	100
合計		47,403,839.81	100	

幕府関係貸とみられるもの四・九%、大名貸八九・一%、商人貸一・一%、一藩貸四・九%となる。幕藩領主への貸は九四%に達し、商人・一族への貸は六%にすぎない。寛政七年には前者は九八・四%、後者は一・六%であったから、幕藩領主への貸付の比率はすこし減じているが、基本的には、江戸後期に鴻池家の貸付が大名貸に集中していた事実にはかわりはない。商人のうち亀屋栄之進にしても生友甚兵衛にしても、当時鴻池家と婚姻関係を結んでいた商人であり(参照図による)、他の升屋平右衛門、近江屋休兵衛にしても、江戸前期、中期におけるような通常の営業上の貸借とは異った性格のものと思像されるから、若干名の商人への貸付が現われたからといって、同家が営業の性格を変えつつあったとみることにはできない。

貸有銀の七・二%は、絹布代・留帳・現金銀である。留帳差引残りは、のちにその額を変化させる。たとえば、弘化四年正月には、四、〇三三貫九一二匁二分、嘉永三年正月には、六、八九三貫二〇一匁一分、嘉永六年正月には、六、七〇三貫一〇四匁三分となっている。こうした場合には、貸有銀の構成は変化するが、この留帳の性格が不明であるため、それが何を意味するのか明示することはできない(留帳については、前期的資本の蓄積過程圖を参照のこと)。

現金銀は、通常の取引(貸付)の結果、決算時に存在したものであって、非常備えの予備銀や年々控除された銀高の蓄積されたものではない。予備金や控除された銀高は、算用帳上にはあらわれてこないのである。

以上、寛政—文化期とくらべてみて、天保—嘉永期の貸有銀の構成に多少の変化はあるが、基本的にはほぼ不変であることがわかるであろう。

#### 四 預り

預りは、預り銀および取引差引残(借越)からなり、これに性格不明の「北別印」が加わる。天保十年正月と嘉永六年正月の預りを示したのが第五表、第六表である。このうち「北別印金四万兩代」二、四〇〇貫目と「北別印」七、五〇八貫目の計九、九〇八貫目を除くと預り額は天保十年二、三五八貫目余、嘉永六年一、八〇一貫目余である。第六表によると、天保十年も嘉永六年も、預りは、ほぼ類似の構成を示している。このなかで大きい変化は、藩蔵の差引残額のみであるが、この額は、取引の都合で変動する性格のものであり、これを除外して考えると、預り銀の種類別構成は、固定的である。貸有銀は増加しているのに、第一表の預りB欄の数字が、固定的であるのも、このためである。たとえば、嘉永二年正月の預りは一万〇、八八〇貫余で、第一表のうちでもっとも低額であるが、これは蔵差引残りが、広島の一三七貫余のみであったからである。

前記の三蔵差引残額、北別印以外にいうと、本家家族、別宅、同族、庵・院の預りであり、これらには利息がつけられていたと想像される。享保期の家制度の定めは、その原則を示していた。<sup>(6)</sup>寛文・延宝期のように利息付きの資金を商人からあずかり、それを営業諸活動に用いるといった積極性は、ここではまったく見うけられない。北別印については、実態はまったく不明であるが、実際は同家の財産であるのに、あたかも他人資本のごとき形をとって記載されているものと、かつて推察した。こうみると、このころの預りは、三藩蔵の取引残額を記録し、本家および

第5表 預り 員

姓 名 (人 名)	天保10年正月	嘉永6年正月
顯 孝 庵	22,342.一	23,702.一
安守山 教學院	10,000.一	10,000.一
内 御褒美銀	860.一	860.一
内 北別印金4万兩代	2,400,000.一	2,400,000.一
別宅4人(嘉永6年は5人)	20,000.一	25,000.一
同 人 ( 同 上 )	20,000.一	25,000.一
妙光藏(第8代幸澄の室愛)	166,500.一	273,100.一
於 為(第9代幸実の室)のち妙融	62,200.一	164,600.一
於 友(第8代の4女)	67,500.一	
於 健(第8代の5女)	13,500.一	
於 辰(第8代の6女)	12,500.一	
幸 実(第9代当主)	122,000.一	
幸 富(第10代当主)		30,500.一
北 別 印	7,508,000.一	7,508,000.一
広島藏差引残り	1,065,194.80	942,273.30
阿波藏差引残り	476,236.50	36,333.60
備前藏差引残り		90,338.20
鴻池新十郎殿差引残り	200,000.一	130,000.一
鴻池他次郎殿差引残り*	100,000.一	50,000.一
計	12,266,833.30	11,709,707.10

\* 嘉永6年には「鴻池善五郎殿差引残り」である。

第6表 預りの構成

種 別	天保10年	比 率	嘉永6年	比 率
藩藏差引残り	1,541,431.30	12.6	1,068,945.10	9.1
本 家 家 族	444,200.一	3.6	468,200.一	4.0
同 族 差 引 残	300,000.一	2.4	180,000.一	1.5
別 宅	40,000.一	0.3	50,000.一	0.4
庵 ・ 院	32,342.一	0.3	33,702.一	0.3
北 別 印	9,908,000.一	80.7	9,908,000.一	84.5
御 褒 美 銀	860.一	0.1	860.一	0.1
計	12,266,833.30	100	11,709,707.10	100

同族の預り銀を管理するもの、といった性格であるといえるだろう。したがって実質的には、本家および同族に利息をつけてやるために預かっていることを示しているにすぎないのである。預りのうち圧倒的部分が無利息であることは、利払額を検討すればただちにわかる。

第7表 期首預り額に対する利払額(期末)の比

年 度	利 払 額	%
天 保 7 年	38,604.74	
8	38,498.74	0.33
9	31,734.03	0.32
10	32,415.94	0.26
11	33,549.94	0.27
12	32,263.94	0.29
13	31,339.94	0.29
14	33,959.94	0.30
弘 化 1	36,035.94	0.32
2	37,495.94	0.32
3	40,452.44	0.34
4	40,407.94	0.36
嘉 永 1	40,197.94	0.36
2	43,519.94	0.40
3	39,845.94	0.34
4	40,619.94	0.33
5	36,318.14	0.33

各年の利払額は翌年正月の決算額である。

字となる。どの預りに対していかなる利率で利息がどれだけ支払われたかを示すことはできないが、この算定で利息の支払われた預りの範囲はあきらかになったと思う。

- (1) 宮本又次「鴻池善右衛門家の家訓について」(国民経済雑誌、第一一〇巻三号)、宮本又次「鴻池善右衛門家の『家定記録覚』」(大阪大学経済学、第一四巻三・四号)  
 安岡重明「享保期鴻池家の分家制度」(同志社商学、第一七巻三号)

第七表は、年間利払額を期首の預り額で割った比率である。すなわち、預り高に対して年間〇・三%前後の利息が支払われているにすぎない。こうした利率は考えがたいから、無利息の預りが多額含まれていると考えられる。享保から元文年間にかけては、預り額の三―六%程度の利払いがあり、いまかりに、一族と寺院の預り額で利払額を割ってみると、天保十年約四・〇%、嘉永三年約四・六%、同六年約四・四%となり、当時の利率としてはかなり低い方ではあるが、考えられる数

五 支 出

支出は、諸払および小払からなる。すでに前稿において検討したように、諸払は比較的営業費用に近い性質の支出である。それに対して、小払は非営業的支出の色彩が強い。両者を区別した原則については、副次的帳簿がないので不明である。つぎに、天保十年正月の諸払、小払を貫、匁、分、厘、百、拾などを略して掲げておこう。

一三百五拾貫貳百拾六匁九ノ

古之銀

三六、五〇九・三六 長富屋三右衛門屋三右衛門

六、三四〇・四一 御所様正月は同三月迄宮内所

三九、八〇五・四〇 上町掛屋鋪四年分右同断

一、九七五・四〇 内久宝寺町三ヶ所屋敷家賃指引不足

二、二七五・三三 北浜両屋敷右同断

一、一四二・九四 向屋敷右同断

一、五六六・〇七 京四条屋敷右同断

四、〇四七・九九 江戸下し駄賃、江戸屋平右衛門

一、八三三・六二 京伏見燈し駄賃、京屋清右衛門

一六、九八八・三三 内、元屋平右衛門御寄附金入用別帳高

二、二二〇・三七 内、京西条屋敷右同断

一五、〇〇〇・〇〇 内、河池善之助殿助成銀戊午分

四、四二二・一一 内、芸州様御加増米被下置いニ付御役人方江音物諸入用別帳高

二四、三〇〇・二一 内、長富屋昨冬御病氣ニ付於京邸御養生被遊い諸入用別帳高

- 四一、一一〇・三七
  - 一、二、〇一一・〇五
  - 一七、〇〇〇・〇〇
  - 但三、五〇〇・〇〇
  - 三、〇〇〇ツツ
  - 五〇〇ツツ
  - 一、七二〇・〇〇
  - 但 八六〇・〇〇
  - 四三〇ツツ
  - 五八、九五〇・六四
  - 但(以下、品目略)
  - 六、四八三・〇五
  - 三一、七三四・〇三
  - 一四百五拾五貫拾八匁四分五厘
  - 但九六、八七四<sup>匁</sup>・六九
  - 四六、三八七・三〇
  - 一八、五三四・四六
  - 二二、七三五・五四
  - 二七〇、六八六・四七
  - 世帯
  - 式口八百五貫貳百三拾五匁三分六厘
- 内、長音様御葬式并御法支諸入用別帳高
- 内、為病氣ニ付当夏〆瓦屋橋別荘養生中入用并北山辺旅行於京都逗留諸入用
- 支配人八人、世話料
- 与四郎
- 市郎兵衛・伴兵衛・久兵衛・彦五郎
- 伊八・九十郎・佐五郎
- 支配人三人、近年内役彼是多用ニ付為心附遣ス
- 与四郎
- 伊八・九十郎
- 加賀屋作右衛門、道具代口、
- 平野屋弥兵衛、小道具代口、
- 利 払
- 小 払
- 振 舞
- 遺 物
- 道 具
- 不 時
- 世 帯

諸 払 このなかにはつぎの諸入用が含まれている。隠居所世帯入用、上町掛屋敷世帯入用、諸屋敷家賃差引不足(内久宝寺町三ヶ所、北浜阿、向、京四条)、江戸下し駄賃、京伏見登し駄賃、諸掛屋舗普請入用(瓦屋橋、京四条)、鴻池善之助助成銀、支配人世話料、道具代、利払。このほか臨時的性質のものとして、芸州役人への音物代、長音の病氣・

葬式入用がある。これに類するものとして、この年度では、家格維持費、本家子女婚費等、先達の法事費用、凶作年の救恤米金施行費などである。天保九年正月の諸払には、たゞまはつきのような支出がある。

一三拾三貫九百四拾七匁三分毫厘 内

除宗(注、天保七年) 秋米穀高直ニ相成市中難渡人へ外にも施行有之趣ニ付御用金申請調議録役所は相願差出し施行銭並諸方施行入用共、猶又当酉年(注、天保八年)ニ到り追々諸式高直ニ相成施行米並ニ合力口、入用別帳高

(中略)

七拾三貫貳百八拾貳匁五分二厘 内

当二月(注、天保八年二月、大塩の乱) 火災ニ付類焼致し別宅之者並ニ支配人手代子供腰元へ心付其外合力口、別帳高五拾三貫七百六拾四匁貳分七厘 内

当二月火災ニ付御用金類諸式入用別帳之内別帳表引致)

(要略)

これら臨時的特異の支出を除いて、恒常的にあらわれる整支出はつきのように整理される。

- 一、世帯入用(隠居所、上町掛屋敷)
- 二、諸屋敷家賃差引不足
- 三、駄賃
- 四、普請入用
- 五、鴻池善之助助成銀
- 六、支配人世話料
- 七、道具代
- 八、私払
- 九、善右衛門家および家族員の冠婚葬祭費

ここで注意すべきは、世帯入用のなかに今橋本店の世帯入用が現われていないことである。今橋本店の諸経費とみら

れるものが、駄賃、世話料、道具代、利払および冠婚葬祭費として分れてあらわれているが、世帯料に類する科目は諸払中にはみられず、小払中の世帯料がそれであろう。本家族の冠婚葬祭費が諸払中に計上されているのは、それが純粹に私的な行事とは考えられず、店の正式の行事と観念されていたことを示すものであろう。

世帯入用が計上されるのは、隠居所と上町掛屋敷のみであり、両者が特殊な性格をもっていたことを示している。家賃差引不足が計上されるのは、別の年度を含めていうと、北浜両屋敷、内久宝寺町三カ所、向、京四条、梅壇木橋両屋敷、伏見町、尼ヶ崎町、堂嶋、玉江橋などの諸屋敷である。

掛屋敷繕普請諸入用別帳高が計上されるのは、瓦屋橋、京四条、北浜南側、北浜灘波橋、平野町、天満両町の諸掛屋敷および居宅、隠居所のものである。家賃差引で出てくるのは、屋敷であり、繕普請諸入用別帳高で出てくるのは掛屋敷である。両者の相違については、いまのところ不明であるが、屋敷は一族あるいは別家たちの居宅、掛屋敷は蔵元、掛屋の諸業務を営んだ店舗ではないか、と推察している。享保十一年十二月鴻池新六が家督を与えられたとき、銀五一五貫目のほかに「掛屋舗一ヶ所、但尼崎町二丁目」を与えられている。<sup>(1)</sup>以上の推察と一致するかどうかはわからないが、一事実を示しておく。すべての屋敷、掛屋敷が毎年諸払に現われてこないのは、家賃差引残りがあつたり、普請諸入用を収入が上まわつた場合があり、この場合のプラスは利入の科目に計上されるシステムであつたからであらう(前期的資本の蓄積過程(一)、六〇頁参照)。

駄賃は、金銀運送の駄賃と考えられる。

鴻池善之助助成銀は、毎年銀一五貫目支出されている。善之助は第七代善右衛門幸栄の弟で享和元年山中民へ賀養子に行き、文政十年に没した善之助(鑑翁了智居士)の後裔と思われる。

支配人世話料は、三貫五〇〇目、三貫目、五〇〇目の三つの段階がある。そのほか多用の支配人に心付が与えられ

第8表 諸社の構成

年 度		天保10年正月決算	
		銀 高	比 率
A	商 払	31,734.03	9.0
	金 銀 駄 賃	5,881.61	1.7
	芸州役人へ音物	4,412.11	1.3
	型 宅 世 話 料	18,720.—	5.3
	小 計	60,747.75	17.3
B	隠居世帯料	65,649.79	18.7
	上町掛屋敷世帯料	39,805.40	11.3
	諸屋敷家賃差引	6,959.74	2.0
	寄屋敷普請・入用	19,198.90	5.5
	小 計	131,613.83	37.6
C	能 氣・舞 式	77,421.63	22.1
	楽 具 代	65,433.69	18.7
	その他(助成銀)	15,000.—	4.3
	小 計	157,855.32	45.2
合 計		350,216.90	100

ている。

道具代は二種あり、一つは書畫寄重代、他は小道具代で、とちわけ前者は毎年数十貫目の多額にのぼっている、天保十年の道具代からよめるものをひろってみると、古備前桔梗口水指、不識水指、茶器類小式拾枚、守景紅葉掛袋、探幽鳩掛物、応奉廉下屏風、唐津平水指、探幽獅々屏風一双、常信三幅対、古言津茶器、探幽三幅対等々である。小道具代には、刀剣、鏢、柄鮫などがあげられている。こうした年々の購入によって実におびただしい美術工芸品が所有されていたと想像される。これらは一種の蓄財の手段でもあったろう。その点を意図しながら毎年一定額の購入を行ったように思える。

利払については、さきに検討した。

諸社の重要科目は、上町・隠居世帯料、諸屋敷家賃差引不足、諸屋敷普請、入用別帳寄、道具代、利払である。

天保十年正月決算の諸社の分類整理すると第八表のとおりである。いちおうの分類であるが、Aがもつとも営業費用的性質が強く、B、Cにいくにしたがって、非営業的な性質がこくなる。諸屋敷の支出は、生計費と営業的支出の二者を含んでいると想定している。店と奥の分離が不明確であったとはいえ、純粋に営業費用とみられる支出の比率はきわめ

第9表 小払の内訳

	振舞	遺物	普請	道具	不時	世帯
	員 宛	員 宛	員 員	員 宛	員 宛	員 宛
天保 8	113.276	43.911	9.679	8.657	15.728	202.372
9	88.512	41.152	1.660	12.772	31.291	214.158
10	96.874	46.187		18.534	22.735	270.686
11	104.761	50.275	726	16.370	23.504	255.447
12	85.511	42.253	2.636	15.562	20.156	226.276
13	84.076	42.854	3.305	16.808	13.481	221.348
14	88.020	36.804	4.545	13.928	9.104	205.467
弘化 1	52.076	41.352	2.267	17.768	13.271	199.048
2	33.191	39.775	5.441	20.114	7.787	197.364
8	60.688	44.524	6.779	17.072	22.417	191.419
4	79.114	48.313	11.416	20.000	24.493	216.832
嘉永 1	84.856	41.329	4.565	15.412	22.797	208.473
2	86.545	47.410	7.036	16.839	14.396	205.406
3	95.915	55.337	9.855	15.959	11.674	201.488
4	84.951	43.521	12.912	18.183	8.729	188.240
5	99.746	44.910	6.721	9.284	10.868	176.676
6	101.785	37.712	7.572	1.689	15.408	174.065

宛未満切捨

て低い。この傾向は、文化期までよりも、さらに強くなっている(前掲、前期的資本の蓄積過程(三)、参照)。駄賃とならんで營業的性格の強いとみられるべき利払さえも、本家家族の利殖に対する支払いと推定されるのであり、ここにも自己資本のみによる利貸経営としての鴻池家の性格がでていのである。

小払 さきに史料をかかげたとおり、小払の内訳は、振舞、遺物、普請、道具、不時、世帯となり、それぞれの支出額は明確であるが、細目がまったく不明である。第九表にその内訳を示す。さきに今橋本店の諸支出がこれにあたるのではないかと示唆したのであるが、諸払にも、今橋本店の支出とみられる細民の救恤、役人への音物代、居室普請入用、道具代などが、年度によってはあらわれており、諸払にあらわれてこないのは、今橋本店の世帯料だけといってよい。しかし諸藩役人等への遺物(つかいもの)は、年々多額にのぼっ

たはずであり、諸払に帰われたのは、むしろ常産のもつてはなく、小払中にあられる遺物がこれにあたることを考えた方が適當である。三五四、三二四頁が恒常的に計上されており、そう考へさせるのである。また小払の道具、普請等は、日常家事的な支出であり、大きい普請、美術工芸品等の支出は諸払でまかなわれたものとも考えられる。どう考えてみても、史料不足で不分明な科目であるが、ここで指摘しうる重要な傾向をあきらかにしておきたい。すなわち第一表にみられるように、支出中にしめる諸払と小払の比率は年によって前後するが、ほぼ同率である。しかし享保—延享期には、諸払の比率の方が圧倒的に高く、小払高の二倍以上であった。それが天明・寛政期ころから、小払が諸払に匹敵する額になってきている（前掲、前期的資本の蓄積過程一、第一表参照）。この間、おそらく記帳方法にも変化があつたと推察されるが、それでも、小払比率の増大は、いままでつづけてきた鴻池家の性格変化と密接な関係をもつように思われるのである。

また資本（金持込）に対する費用（支出）の比率は、第一〇表にかんたんに表示したように一・三％から二・〇％程度であつて、寛政—文化期と同程度である。

(1) 安岡重明「享保期鴻池家の分家制度」(同志社商学、第一七卷三号)参照。

## 六 むすび

享保期に確定された鴻池家の營業方針が次第に貫徹し、いわゆる専利貸資本的な性格が經營諸側面に認められるにいたつた江戸後期の状態は、天保八年から嘉永六年にいたる鴻池家算用帳においても、本質的には継承されていることがあきらかになつた。ただひとつ

第10表 資本（貸有銀）に対する費用の比

	期首貸有銀	費用	比率
天保 8 年度	44,845	822	2.0
10	47,403	951	2.0
14	47,715	608	1.3
嘉永 1	49,167	897	1.8
5	50,896	639	1.4

注意すべきことは、大名貸の不安定化、債権の弱化によって、決定的に悪化した同家の利息収入の状態は、文政以後は悪化せず、文化期の利息収入率が天保—嘉永期に維持され、ときには、ある程度の好転を示していることである。文政—天保七年までの算用帳、安政元年以降の算用帳が現存しないため、江戸後期全般について論ずることはできないが、天保改革前後の天保七、八、九年の高収益は、この混乱期に意外に同家の経営が安定的であったことを示している。また文化末年から天保七年にかけて、安政元年から明治二年にかけて、同家の資産額は低率ではあるがほぼ順調な伸びを示しており、このことは第一一表によって推測しうる。年々の控除額を加算しない場合の年平均資産増加率は、天保八年—嘉永六年一・〇六%であるのに対し、その前の二〇年間では一・二五%、そのあとの一六年では一・〇六%であつて、文政以降明治二年までの全般としては、寛政—文化期より経営事情は幾分か好転していることを物語っているのである。この事態を説明するには、貨幣改鑄、開港、金融事情などいくつかの事情があきらかにされねばならない。現在の制約のもとでは、変動期における貨幣需要がいわゆる高利貸資本に、限られた範囲においては、利息収入の好転をもたらしたのではないかと推察するにとどまらざるをえない。もし江戸後期における鴻池家の経営状態が大坂の両替商一般に通ずるものであると仮定すれば、明治における大坂豪商の没落は、幕末の銀価下落、銀目停止に、従来よりもより大きく比重をかけて考察されるべきであらう。

(一九六五年二月三〇日稿)

第11表 江戸後期の資産増加率

年 度	資産額	年数と増加率	年 率
文化14(1817)正月	27,019	20年間に 25 % 16年間に 17 % 17年間に 18 %	1.25
天保 8(1837)正月	33,698		1.06
嘉永 6(1853)正月	39,428		1.09
明治 3(1870)正月	46,661		